

①国名	Republic of Zimbabwe (ZW) (ジンバブエ共和国)				
②名称	Ministry of Justice, Legal and Parliamentary Affairs Companies and Intellectual Property Office of Zimbabwe (CIPZ)				
③所在地	Century House East, 38 Nelson Mandela Avenue, P.O Box CY 177, Causeway, Harare				
④連絡先	(電話) (263 4) 781 835		(FAX) (263 4) 777 372		
	(E-mail) <a href="mailto:vmabiza@gmail.com">vmabiza@gmail.com</a>		(internet)		
⑤組織の長	Controller of ZIPO : Mrs. V. Mabiza				
⑥沿革	(1) ジンバブエは、1980年4月18日に旧ローデシアから独立して独立国家となった。ジンバブエにおいては、知的財産権に関しては独立日前に有効であった法律が引続き適用されている。				
	(2) ジンバブエにおいては、1994年に特許、意匠及び商標について改正が行なわれ、次の各法が施行された。 特許法: Act 20/1994(s.7)により改正された特許法(Chapter 26:03)、1994年月1日施行 意匠法: Act 20/1994(s.6)により改正された工業意匠法(Chapter 26:02)、1994年月1日施行 商標法: Act 20/1994(s.8)により改正された特許法(Chapter 26:04)、1994年月1日施行 次に、上記の特許法、意匠法及び商標法については、それぞれ改正案 Patents Amendment Bill, 2001、Industrial Designs Amendment Bill, 2000及びTrade Marks Amendment Act No. 10 of 2001が提案されている。				
⑦所管	特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、不正競争防止、半導体集積回路配置植物新品種法				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1981/12/29	1980/4/18			
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1980/4/18			
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	ブタペスト	ヘーグ ロンドンアクト			リスボン
			ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
		2015/3/11	1997/6/11		
ストラスブール	ウィーン	WTO			
		1995/3/5			

①国名	Republic of Zimbabwe (ZW) (ジンバブエ共和国)					
⑪統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数				41
		(内 外国出願)				8
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)				3
	実用新案	全数				
		(内 外国出願)				
	意匠	全数	4	4	14	17
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
	商標	全数	1,042	1,011	921	2,154
		(内 外国出願)	1,042	1,011	921	1,487
		(内 日本から)	19	22	27	23
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数				36
		(内 外国出願)				3
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)				
	実用新案	全数				
		(内 外国出願)				
意匠	全数	4		12	3	
	(内 外国出願)					
	(内 日本から)					
商標	全数	1,371	1,080	980	3,592	
	(内 外国出願)	1,371	1,080	980	2,025	
	(内 日本から)	35	30	28	31	
出典: WIPO IP Statistics						

(12) 組 織

<組織図>

<組織図>

①国名	Republic of Zimbabwe (ZW) (ジンバブエ共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2002年12月20日施行(2002年法律第14号(Chapter 26:03))
	③地理的効力の範囲	ジンバブエ国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPOの加盟国
	⑤出願人資格	発明者、承継人(自然人、法人)及び法定代理人 (特許法第6条(1c))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ジンバブエにおける送達用の宛先を定める必要があり、代理人を選任しなければならない。 (特許法第7条(1))
	⑦出願言語	英語
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日(完全明細書の提出日)から20年。 (特許法第25条)
	⑨新規性判断の基準	国内公知、内外国刊行物 (特許法第2条(2))
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが定められている。 (特許法第19条(2)) (1) 公の、又は公認の博覧会における展示日から6月 (2) 学術団体等における、又は印刷による公表日から6月
	⑪非特許対象	(1) 自然法則に反する陳腐なもの (2) 発明の使用が法律に反するもの (3) 食料又は医薬品として使用される物質であって、既知の成分の単なる混合からなり、同成分の既知の性質の寄せ集めにすぎないもの (特許法第13条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第11条)
	⑬審査請求制度の有無	無。 (特許法第11条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。
	⑯異議申立制度の有無	有。完全明細書の提出、容認後、出願は公告され、公告日から3月間、何人も異議申立を行なうことができる。 (特許法第17条)
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効の手続きは裁判所への申立により行なうことができる。 (特許法第45条))
	⑱実施義務	有。特許付与から3年、又は出願から4年の何れか遅い方の満了まで実施していなると不使用取消の対象となる。 (特許法第31条)
	⑲費用	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 285 US\$  [特許権維持に掛かる費用]
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Republic of Zimbabwe (ZW) (ジンバブエ共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2002年3月1日施行(2001年法律第25号(Chapter 26:02))
	③地理的効力の範囲	ジンバブエ国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPOの加盟国
	⑤出願人資格	創作者又は承継人(自然人、法人) (意匠法第8条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。出願は、弁護士、弁理士又は法律実務者によって行なわねばならない。 (意匠法第14条の付表第2条)
	⑦出願言語	英語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から10年。5年延長できる。(最長15年) (改正意匠法第6条)
	⑨新規性の判断基準	国内公知、内外国刊行物 (意匠法第6条)
	⑩「グレースピリオド」	有。デザイン又は製品を展示した公認の博覧会等の開催日から6ヶ月。 (意匠法第12条(e))
	⑪不登録対象	意匠が本質的に文学又は芸術的性質を有する印刷物(本の装丁、カレンダー、証明書、クーポン、洋服型紙、挨拶状、リーフレット、地図、図面、葉書、切手、商業広告、商業上の書式及びカード、ボックスカバー、ラベル、トランプ等)に使用されるもの。 (意匠法第6条(4))
	⑫実体審査の有無	無。方式要件iについての審査が行われる。 (意匠法第9条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。(部分意匠制度はないが、新規な意匠は登録される。(意匠法第6条(1))
	⑯関連意匠制度の有無	無。(類似意匠制度はないが、新規な意匠は登録される。(意匠法第6条(1))
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。(組物の意匠制度はないが、組物の意匠も一般の物品の意匠と同様に取扱われ、新規な意匠は登録される。(意匠法第6条(1))
	⑱意匠分類	無。
	⑲出願公開制度の有無	無。(公開制度ではないが、出願は容認後、公告(公開)される。) (改正意匠法第9A条(1))
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	有。出願が方式要件を満たしていると出願が受理されて公告され、この公告の日から2月以内に、何人も異議申立を行なうことができる。 (改正意匠法第9A条(1)、(2)、第9B条)
	㉒無効審判制度の有無	有。何人も登録意匠の無効を請求することができる。 (意匠法第25条)
	㉓登録表示義務	無。
	㉔費用	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 200 US\$  [意匠権の維持に掛かる費用]
	㉕料金減免措置の有無	無。

①国名	Republic of Zimbabwe (ZW) (ジンバブエ共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2002年2月1日改正施行(2001年法律第22号(Chapter 26:04))
	③地理的効力の範囲	ジンバブエ国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPOの加盟国
	⑤商標法の保護対象	商標、サービスマーク、証明商標、防護標章 (商標法第7条(1)、第32(1)、第42条(1))
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、立体商標、色彩商標 (商標法第2条)
	⑦出願人資格	標章を使用している者、使用しようとしている者(自然人、法人) (商標法第21条(1))
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第10条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ジンバブエに非居住の出願人は、公認の代理人を選任しなければならない。
	⑪出願言語	英語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。その後10年ずつ更新ができる。 (商標法第24条)
	⑬「グレースピリット」	無。
	⑭不登録対象	(1) 使用した場合に、詐欺又は混同のおそれがある標章 (2) 使用時に、ほうりつに反するおそれがある標章 (3) 中傷的な事項を含む標章 (4) 禁止が宣言されている標章 (5) 他の理由により裁判所が保護を認めない標章 (6) 化学元素又は化合物の名称 (7) 「特許」、「特許済」、「登録済」、「登録意匠」、「著作権」、「これを模倣することは「偽造」の言葉、又は同等と考えられる言葉、もしくは標章 (8) 「Red Cross」又は「Geneva Cross」の言葉 (9) 「」ジュネーブ十字もしくは赤十字の表示、又は赤地に白もしくは赤地に銀色で描いたスイス連邦の十字の表示、又は同様の色彩による表示 (10) ジンバブエの紋章もしくは公的印章、又はこれに類するため混同の恐れがある図形表示 (11) ジンバブエの旗章の表示 (12) 出願人が大統領、国もしくは政府の援助又は委任を受けている旨の印象を抱かせる言葉、文字又は図形 (商標法第14条)
	⑮防護標章制度の有無	有。 (商標法第32条(1))
	⑯周知商標制度の有無	有。 (改正商標法第9E条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (商標法第7条(1))
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (商標法第21条(2))
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。公開制度はないが、出願が容認されると公告(公開)される。

①国名	Republic of Zimbabwe (ZW) (ジンバブエ共和国)	
②異議申立制度の有無	有。	何人も出願の容認の公告日から2月以内に異議を申立てることができる。 (商標法第22条(2))
③無効審判制度の有無	有。	何人も登録商標の無効を申立てることができる。 (商標法第37条(1)、同法第38条)
④不使用取消制度の有無	有。	5年。取消請求の1月前までの5年間に使用がないときは、不使用取消の対象となる。 (商標法第31条)
⑤商標分類		国際分類を採用している。商品のが分類数が35、サービスマークの分類数が11である。
⑥図形要素の分類		無。
⑦譲渡要件	無。	商標権は、営業とは無関係に譲渡することができる。 (商標法第27条(1)、(2))
⑧費用		[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 360 US\$  [商標権の維持に掛かる費用]
⑨料金減免措置の有無		